

3 予防概要

各種火災予防啓発活動や市民防災会、防災協会等の自主防災組織の育成指導を積極的に行っています。また、防火対象物の立入検査等を通して、災害に強いまちづくりを推進しています。

(1) 火災予防

近年の本市における住宅火災での焼死事故の状況を踏まえ、高齢者や障害者等の世帯に対して住宅用火災警報器の設置促進を強化するため、令和元年度から「北九州市住宅用火災警報器の設置促進に関する対策本部」を設置し、市関係部局をはじめ、シルバー人材センターや民生委員児童委員協議会等の関係機関との協力体制を強化し、様々な事業を通じて広報活動を行っています。

また、住宅用火災警報器の設置義務化から10年以上が経過し、今後、警報器の電池切れや故障の増加が見込まれることから、電池切れによる取り外しや不作動の状態を回避することを主眼に、適切な機器の交換や定期的な点検・清掃が行われるよう啓発を強化しています。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、住民参加型災害図上訓練(DIG)は実施していません。

【第22表】市民防災推進行事実施状況

(令和2年度)

No.	行 事 種 別	回数	参加人員	No.	行 事 種 別	回数	参加人員
1	防 火 ・ 防 災 訓 練 等	96	9,478	5	署 所 見 学 ・ 体 験 学 習	30	685
2	消 防 訓 練 指 導	202	13,477	6	地 域 会 議 等 へ の 参 加	165	2,705
3	防 火 ・ 防 災 講 習 (講 演) 会 等	50	1,986	7	消 防 演 習	2	122
4	広 報 行 事	33	1,889	8	住 民 参 加 型 災 害 図 上 訓 練 (D I G)	0	0

(注) DIGについては危機管理室所管事業

【第23表】「消防士さんといっしょ」事業実施状況(過去5年間)

区 分	対象校数	実施校数	実施率	講師数	受講延人数	備 考
平成28年度	133	133	100%	78	8,138	小学4年生に対して実施
平成29年度	133	133	100%	78	8,271	
平成30年度	133	132	99.2%	78	8,177	
令和元年度	132	132	100.0%	117	15,987	学習指導要領の改訂のため、小学3、4年生に対して実施
令和2年度	131	129	98.5%	78	7,968	小学3年生に対して実施

【第24表】住宅用火災警報器の設置率(消防庁発表)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
設 置 率	83%	85%	87%	85%	85%

(注) 平成28年から令和元年までは、各年6月時点。令和2年は7月時点。

【第25表】住宅用火災警報器の効果(火災件数)

区 分	ぼ や	部分焼	半 焼	全 焼	合 計
未 設 置	55	45	17	53	170
設 置	56	44	5	18	123

(注) 過去5年間(平成28～令和2年)の火災のうち、住戸部分から出火した火災件数(設置不明を除く。)

【第26表】あんしん通報システム・緊急通報システム設置（稼働）状況

<直近10年間>

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
設置	589	673	630	562	463	373	361 (232)	1,618 (0)	1,361 (0)	340
撤去	547	602	607	594	661	574	559 (557)	1,930 (1,856)	1,633 (1,365)	375
稼働	3,883	3,954	3,977	3,945	3,747	3,546	3,348 (3,221)	3,036 (1,365)	2,764 (0)	2,729

- (注) 1 緊急通報システムは、平成6年度に開始し、令和元年度末で事業を終了
 2 あんしん通報システムは、平成29年度に開始し、令和元年度末に緊急通報システムからの移行を完了
 3 平成29年度から令和元年度の（ ）内の数字は緊急通報システムで内数

【第27表】あんしん通報システム・緊急通報システム受信状況

<直近10年間>

区分	総受信件数	ハンズフリーによる応答		出動件数		
		有	無	火災	警戒	救急
平成23年度	3,382	3,074	308	110	192	723
平成24年度	3,225	2,934	291	69	225	761
平成25年度	3,048	2,839	209	56	176	713
平成26年度	2,961	2,675	286	80	185	835
平成27年度	2,902	2,627	275	55	202	870
平成28年度	2,749	2,560	189	44	192	833
平成29年度	2,548(2,512)	2,330(2,300)	218(212)	50(50)	161(160)	796(786)
平成30年度	2,274(1,617)	2,066(1,475)	208(142)	47(33)	141(105)	766(503)
令和元年度	1,898(329)	1,655(289)	243(40)	45(8)	108(18)	744(127)
令和2年度	1,533	1,314	219	40	112	637

- (注) 1 平成26年度以降の救急件数は、不搬送件数を含む
 2 平成29年度から令和元年度の（ ）内の数字は緊急通報システムで内数

【第28表】あんしん通報システム対応状況

○原因別（令和2年度）

(件)

鍋の空焚	ガス漏れ等	誤押	料理中の煙	殺虫剤・バルサン	その他	合計
35	0	35	49	25	50	194

○協力員出向状況（令和2年度）

(件)

出向	不在	出向不可	連絡のみ	連絡なし	合計
74	23	5	23	707	832

(2) 自主防災

市民防災会の活動支援を行うとともに、防災協会をはじめとした防火・防災活動を行う団体との連携、防火・防災の啓発組織の育成指導に努めています。

【第29表】防災協会主要行事

(令和2年度)

行 事 名	実施回数	受講者数
防火管理資格取得講習(甲種)	8	819
防火管理資格取得講習(乙種)	1	8
甲種防火管理再講習	3	196
防火管理上級講習	6	679
防災管理新規講習	2	67
防災管理再講習	1	18
危険物取扱者試験準備講習会(乙種第4類)	1	95
応急手当普及員新規講習	4	101
応急手当普及員再講習	7	229
危険物取扱者保安講習	24	1,844
自衛消防隊消防学校入校	2	17

【第30表】事業所相互応援体制の現況

(令和3年3月31日現在)

行政区	名 称	設立年月	事業所数	隊員数
門 司	ふくしの郷防災協力会	H16. 6	8	410
	瀬戸3事業所相互防災応援協定	H14.11	2	19
小倉南	小倉鉄工団地工場安全連絡協議会	S50. 3	16	450
	ニューズ・ポート防災安全対策協議会	H12. 3	8	260
若 松	若松区藤ノ木地区防災連絡協議会	S62.10	4	66
	北九州エコタウン総合環境コンビナート・響リサイクル団地防災連絡協議会	H14. 3	12	803
八幡東	九州製鉄所八幡構内連絡協議会	H17. 2	15	1,800
戸 畑	北九州市九州製鉄所八幡地区(戸畑)構内地区保安連合協議会	S49.11	19	1,000
	戸畑新工業団地「防災相互応援協定」	H13. 8	9	165
	戸畑駅前地区「防災相互応援協定」	H16. 2	4	2,300
北九州地区・白島地区特別防災区域防災相互応援協定		H 8.10	23	121
計			120	7,394

【第31表】幼年消防クラブの現況（計60団体8,538人）

(令和3年3月31日現在)

行政区	名 称	設立年月	会員数	行政区	名 称	設立年月	会員数	
門司	西門司幼稚園 幼年消防クラブ	S60. 5	55	若松	古前保育所 幼年消防クラブ	H 3. 5	117	
	日の丸幼稚園 "	S60. 5	183		精華幼稚園 "	H19. 4	131	
	あけぼの幼稚園 "	S60. 5	82		若松天使園 "	H19. 4	65	
	門司	東郷瞳幼稚園 "	S63. 4	114	八幡東	高見幼稚園 幼年消防クラブ	S60. 5	181
		愛光幼稚園 "	H 1. 4	100		八幡カトリック幼稚園 "	S61.10	115
		敬愛幼稚園 "	H21. 9	85		華頂幼稚園 "	S61.10	74
小倉北		栄美幼稚園 幼年消防クラブ	S58. 6	121		乳山幼稚園 "	S63.12	241
		富野幼稚園 "	S62. 2	126		尾倉幼稚園 "	H 1. 4	214
	天心幼稚園 "	H 3. 4	148	杉の実保育園 "	H 8. 2	88		
	キンダーポート保育園 "	H 4. 1	91	八幡東幼稚園 "	H 8. 5	30		
	到津保育所 "	H 7. 3	65	八幡西	緑ヶ丘第二幼稚園 幼年消防クラブ	S56. 4	284	
	篠崎保育園 "	H 7. 3	44		あかね幼稚園 "	S58. 5	305	
	片野保育園 "	H 7. 3	100		第二文化幼稚園 "	S62. 7	179	
	れんげの花保育園 "	H18. 3	99		下上津役幼稚園 "	S63.12	306	
小倉南	葛原保育園 幼年消防クラブ	S56. 1	91		こみね幼稚園 "	S63.12	370	
	おぶね保育園 "	S60. 4	51		こじか幼稚園 "	S63.12	242	
	小倉瞳幼稚園 "	S61. 4	558		さかえ保育園 "	H 3. 4	89	
	志徳幼稚園 "	S63. 4	231		池田保育園 "	H 3. 4	114	
	志井幼稚園 "	S63. 4	251	星ヶ丘幼稚園 "	H11. 1	152		
	フレンズ幼稚園 "	H 3. 2	403	戸畑	明泉寺幼稚園 幼年消防クラブ	S56. 7	131	
	さくが丘保育園 "	H 3. 6	88		第二明泉寺幼稚園 "	S56. 7	71	
	徳力団地幼稚園 "	H 5. 2	168		中原保育園 "	S58. 9	92	
	神理幼稚園 "	H 6. 2	288		教学寺幼稚園 "	S60. 5	92	
若松	松美保育園 幼年消防クラブ	S56. 1	43		戸畑天使園 "	S60. 5	158	
	若松青葉幼稚園 "	S57.10	105		戸畑保育所わかば園 "	S60. 5	120	
	浜町幼稚園 "	S60. 4	105		牧山保育園 "	S63. 4	70	
	神愛幼稚園 "	H 1. 1	98		さかい川保育園 "	S63. 4	125	
	日吉幼稚園 "	H 1. 1	37	さんろくこどもえん "	H 4.11	116		
	日吉保育園 "	H 1. 1	36	沢見あやめのもり保育園 "	H21. 6	107		
	小石幼稚園 "	H 1. 2	112					
	鴨生田保育園 "	H 2. 1	81					



【第32表】婦人・少年・年長者等防火団体の現況

(令和3年3月31日現在)

区 分	行 政 区	名 称	設 立 年 月	会 員 数
婦人防火団体	門 司	門司区婦人会連絡協議会婦人防火クラブ	H19. 5	336
	小倉北	藍島・馬島婦人自衛消防隊	S48. 4	8
		小倉北区婦人防火クラブ協議会	S56. 2	3,000
	八幡西	八幡西区婦人防火クラブ連絡協議会	S50. 2	790
	戸畑	戸畑区婦人防火クラブ協議会	S55. 3	350
	計 5			
少年消防クラブ	小倉南	下曾根少年消防クラブ	S56. 5	14
	八幡西	くすばし少年消防クラブ	H24.12	11
	計 2			
年長者防火クラブ	門 司	門司区年長者防火クラブ	H 1. 5	2,100
	小倉北	小倉北区年長者防火クラブ連合会	H 5. 4	7,320
	小倉南	小倉南区年長者防火クラブ連合会	H 6. 3	9,455
	若 松	若松区年長者防火クラブ	S63. 5	1,719
	八幡東	八幡東区年長者防火クラブ	H 5.11	2,979
	八幡西	八幡西区年長者防火クラブ連合会	H 9. 4	7,584
	戸畑	戸畑区年長者防火クラブ	S62.11	2,200
	計 7			



【第33表】市場・商店街等自衛消防隊の現況

(令和3年3月31日現在)

行政区	名 称	設立年月	団体数	隊 員 数	
				昼 間	夜 間
門 司	◎ 東 門 司 商 店 街 自 衛 消 防 隊	S50.10	1	10	0
小 倉 北	◎ 黄 金 地 区 自 衛 消 防 隊	H 8.10	3	10	2
	○ 魚 一 銀 天 街 商 店 会 自 衛 消 防 隊	H10. 1	1	30	2
	○ 魚 町 商 店 街 振 興 組 合 自 衛 消 防 隊	H11. 4	1	16	6
	○ 小 倉 駅 前 商 店 街 協 同 組 合 自 衛 消 防 隊	H11. 4	1	28	0
若 松	◎ 浜 市 場 連 合 組 合 自 衛 防 災 隊	H 8.11	4	34	5
	○ 明 治 町 商 店 街 自 衛 消 防 隊	S46.11	1	74	8
	○ 本 町 銀 座 商 店 街 連 合 自 衛 消 防 隊	S46.11	1	99	38
	○ ウ ェ ル 本 町 自 衛 消 防 隊	S48.02	1	36	22
八 幡 東	○ 中 央 区 商 店 街 自 衛 消 防 隊	S46.10	1	50	39
戸 畑	○ 戸 畑 中 本 町 商 店 街 協 同 組 合	H 5.11	1	32	10
計	◎ 連 合 会 組 織 の 自 衛 消 防 隊		8	54	7
	○ 単 独 の 自 衛 消 防 隊		8	365	125

(注) 消防法第8条及び第8条の2により防火管理を義務づけられた防火対象物を除く

(3) 火災調査

平成20年5月から各消防署警防課に指定調査員を配置し、消防局予防課火災調査係と連携した火災調査を実施しています。令和2年中は、燃焼小屋を用いた実践的な研修を行い、職員の火災調査に関する知識、技術の向上に努めたほか、こんろやストーブ等による火災の再現実験を公開し、報道機関やSNSなどのメディアを通じて広く市民に広報を行いました。

【第34表】火災原因鑑識鑑定処理件数

(令和2年中)

区 分	実施数
ガスクロマトグラフによる分析	58
電気配線等の溶融痕の顕微鏡撮影	26
その他の分析	48
合 計	132



(4) 査 察

各事業所への立入検査を行い、消防用設備等の設置などのハード面、避難施設の正常な維持管理や消防訓練の実施などのソフト面に対する指導強化を図っています。

【第35表】中高層建築物数

(令和3年3月31日現在)

区 分		計	4F	5F	6F	7F	8F	9F	10F	11F	12F	13F	14F	15F以上
計		8,893	2,878	2,574	701	616	517	334	410	257	151	144	200	111
(1) 項 イ	劇場・映画館・演芸場等	5	3	1	1									
(1) 項 ロ	公会堂又は集会場	17	12	4	1									
(2) 項 イ	キャバレー・カフェー ナイトクラブ等	2	1		1									
(2) 項 ロ	遊技場又はダンスホール	25	8	9	6	2								
(2) 項 ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	0												
(2) 項 ニ	カラオケボックス・個室ビデオ等	3	1	1	1									
(3) 項 イ	待合・料理店等	3	2	1										
(3) 項 ロ	飲食店	73	47	17	7		2							
(4) 項	百貨店・マーケット 物品販売店舗等	34	30	2	1							1		
(5) 項 イ	旅館・ホテル・宿泊所等	91	15	9	8	13	15	9	8	8	3	3		
(5) 項 ロ	寄宿舎・下宿又は共同住宅	5,280	1,211	1,813	336	352	306	222	322	199	124	118	183	94
(6) 項 イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	28	12	3	9	3			1					
	(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	10	6	3	1									
	(3) 病院（(1)を除く）、有床診療所 （(2)を除く）、有床助産所	56	25	10	6	4	3	3	2	1		1		1
	(4) 無床診療所、無床助産所	35	30	5										
(6) 項 ロ	(1) 老人短期入所施設・介護老人ホーム 特別介護老人ホーム等	70	39	19	7	4	1							
	(2) 救護施設	0												
	(3) 乳児院	0												
	(4) 障害児入所施設	1	1											
	(5) 障害者支援施設等	2	1				1							
(6) 項 ハ	(1) 老人デイサービス・老人福祉センター 老人介護支援センター等	30	14	5	6	2	1	1					1	
	(2) 更生施設	0												
	(3) 保育所・児童養護施設	7	5	2										
	(4) 児童発達支援施設 放課後デイサービス等	1	1											
	(5) 障害者施設	12	9	1	1	1								
(6) 項 ニ	幼稚園又は特別支援学校	0												
(7) 項	小学校・中学校・高等学校・大学等	367	280	44	21	9	7	3	1		1		1	
(8) 項	図書館・博物館・美術館等	6	5	1										
(9) 項 イ	蒸気浴場・熱気浴場等	20	10	7	3									
(9) 項 ロ	(イ)以外の公衆浴場	0												
(10) 項	車両の停車場又は船舶若しくは 航空機の発着場	3	3											
(11) 項	神社・寺院・教会等	24	15	8	1									
(12) 項 イ	工場又は作業場	112	65	26	12	4	2		2	1				
(12) 項 ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	0												
(13) 項 イ	自動車車庫又は駐車場	25	14	8		1	1		1					
(13) 項 ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	0												
(14) 項	倉庫	43	32	11										
(15) 項	前各項に該当しない事業場	409	207	88	40	25	31	8	4	1	3	2		
(16) 項 イ	特定の複合用途防火対象物	1,242	444	290	140	115	92	52	38	23	15	10	10	13
(16) 項 ロ	(イ)以外の複合用途防火対象物	857	330	186	92	81	55	36	31	24	5	9	5	3
(16の2) 項	地下街	0												
(16の3) 項	準地下街	0												
(17) 項	重要文化財等建造物	0												
(18) 項	延長50メートル以上のアーケード	0												
(19) 項	市町村長の指定する山林	0												
(20) 項	総務省令で定める舟車	0												

(注) 建築中・未着工・休業中等は含まない。

【第36表】防火管理者を必要とする事業所数

(令和3年3月31日現在)

区分	計			門司			小倉北			小倉南			若松			八幡東			八幡西			戸畑					
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C			
計	31,498	9,422	3,644	3,178	969	906	8,895	2,661	2,346	6,028	1,649	1,628	2,546	725	681	2,025	654	627	6,537	2,195	2,012	2,289	569	544			
(1) 項 イ	劇場・映画館・演芸場等	35	32	32	5	3	3	7	7	7	5	4	4	4	4	4	4	6	6	6	6	6	2	2	2		
(1) 項 ロ	公会堂又は集会場	628	509	485	59	53	49	132	100	89	135	103	101	73	72	71	45	35	35	141	124	118	43	22	22		
(2) 項 イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等	9	8	6				5	5	3				1	1	1				3	2	2					
(2) 項 ロ	遊技場又はダンスホール	73	68	68	8	6	6	24	22	22	12	11	11	5	5	5	2	2	2	18	18	18	4	4	4		
(2) 項 ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	2	0	0				2																			
(2) 項 ニ	カラオケボックス・個室ビデオ等	31	26	25	2	2	2	14	9	8	3	3	3	2	2	2				10	10	10					
(3) 項 イ	待合・料理店等	19	16	15	3	2	2	5	5	4				7	5	5	2	2	2	2	2	2					
(3) 項 ロ	飲食店	1,420	572	491	161	46	42	448	178	147	198	96	78	98	46	36	84	23	23	361	163	146	70	20	19		
(4) 項	百貨店・マーケット・物品販売店舗等	1,670	825	771	191	74	70	400	165	154	301	187	177	136	75	71	94	44	42	363	236	217	85	44	40		
(5) 項 イ	旅館・ホテル・宿泊所等	123	102	96	17	11	9	45	41	40	16	13	12	10	6	5	7	6	6	20	19	18	8	6	6		
(5) 項 ロ	寄宿舎・下宿又は共同住宅	10,721	2,322	2,121	844	275	259	2,798	647	568	2,621	410	379	592	110	104	576	181	173	2,447	519	467	843	180	171		
(6) 項 イ	(1) 遊藝のために患者の介助が必要な病室	42	32	32	4	2	2	11	8	8	10	7	7	3	1	1	1	1	1	12	12	12	1	1	1		
	(2) 遊藝のために患者の介助が必要な有床診療所	38	34	34	6	6	6	4	3	3	8	7	7	1	1	1	3	3	3	14	13	13	2	1	1		
	(3) 病院(1)を除く、有床診療所(2)を除く、有床助産所	68	53	53	5	4	4	12	7	7	13	10	10	5	4	4	9	6	6	19	19	19	5	3	3		
	(4) 無床診療所、無床助産所	624	98	92	49	5	5	127	22	17	126	24	23	64	9	9	49	10	10	173	24	24	36	4	4		
(6) 項 ロ	(1) 老人短期入所施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム等	334	327	315	40	40	39	47	47	44	76	75	73	29	29	28	21	20	19	104	100	96	17	16	16		
	(2) 救護施設	2	2	2				1	1	1				1	1	1											
	(3) 乳児院	0	0	0																							
	(4) 障害児入所施設	2	1	1										1	1	1								1			
	(5) 障害者支援施設等	36	26	25	6	6	6	1	1	1	6	5	4	9	5	5					11	8	8	3	1	1	
(6) 項 ハ	(1) 老人デイサービス・老人福祉センター・老人介護支援センター等	277	140	136	31	16	16	41	24	23	55	28	28	36	18	18	20	12	12	88	39	36	6	3	3		
	(2) 更生施設	0	0	0																							
	(3) 保育所・児童養護施設等	214	172	165	24	18	17	37	30	30	50	42	40	20	16	16	16	14	14	57	43	39	10	9	9		
	(4) 児童発達支援施設・放課後デイサービス等	68	13	13	4	2	2	7	2	2	21	4	4	7	2	2	6				23	3	3				
	(5) 障害者施設	205	54	51	18	6	6	36	6	5	51	14	14	27	9	9	14	2	2	46	13	11	13	4	4		
(6) 項 ニ	幼稚園又は特別支援学校	89	87	85	10	10	10	17	16	16	17	17	17	11	11	11	8	7	7	24	24	22	2	2	2		
(7) 項	小学校・中学校・高等学校・大学等	313	299	281	31	28	28	83	74	73	57	57	57	28	27	23	25	25	25	69	69	56	20	19	19		
(8) 項	図書館・博物館・美術館等	24	18	16	7	3	2	7	6	5	3	2	2	1	1	1	3	3	3	1	1	1	2	2	2		
(9) 項 イ	蒸気浴場・熱気浴場等	30	28	25				23	22	19	2	2	2				3	2	2	2	2	2					
(9) 項 ロ	(イ)以外の公衆浴場	16	1	1	3			3	1	1	1			3			1						3				
(10) 項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	31	0	0	3			6			9			4			4			4			1				
(11) 項	神社・寺院・教会等	549	260	246	81	38	36	136	66	58	87	25	24	59	33	32	69	36	36	72	44	43	45	18	17		
(12) 項 イ	工場又は作業場	1,965	176	172	268	13	13	353	31	30	322	30	29	401	39	38	80	5	5	396	38	38	145	20	19		
(12) 項 ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	0	0	0																							
(13) 項 イ	自動車庫又は駐車場	269	5	5	35	1	1	88			27	1	1	30			25					52	2	2	12	1	1
(13) 項 ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	6	0	0							6																
(14) 項	倉庫	1,474	34	32	290	9	9	376	9	9	221	8	7	179	3	2	64	1	1	240	3	3	104	1	1		
(15) 項	前各項に該当しない事業場	4,073	664	601	365	58	49	1,319	168	151	683	100	86	339	53	52	321	59	55	741	169	154	305	57	54		
(16) 項 イ	特定の複合用途防火対象物	3,601	1,895	1,681	353	173	158	1,322	735	622	498	289	261	190	105	93	266	116	106	655	382	351	217	95	90		
(16) 項 ロ	(イ)以外の複合用途防火対象物	2,670	514	461	245	57	53	945	202	178	387	75	67	165	30	29	197	31	29	350	86	73	281	33	32		
(16の2) 項	地下街	0	0	0																							
(16の3) 項	準地下街	0	0	0																							
(17) 項	重要文化財等建造物	15	9	9	4	2	2	2	1	1	1			1	1	1	2	2	2	4	2	2	1	1	1		
(18) 項	延長50メートル以上のアーケード	32	0	0	6			11						4			2			7			2				
(19) 項	市町村長の指定する山林	0	0	0																							
(20) 項	総務省令で定める舟車	0	0	0																							

(注) A・・・事業所数 B・・・防火管理者を必要とする事業所数 C・・・選任数

【第37表】消防用設備等の設置を要する防火対象物

(令和3年3月31日現在)

区 分		計	門 司	小 倉 北	小 倉 南	若 松	八 幡 東	八 幡 西	戸 畑
計		事業所 31,498 防火対象物 40,413	3,178 4,054	8,895 10,997	6,028 6,869	2,546 4,195	2,025 2,531	6,537 8,354	2,289 3,413
(1) 項 イ	劇場・映画館・演芸場等	事業所 35 防火対象物 53	5 5	7 10	5 4	4 7	6 11	6 10	2 6
(1) 項 ロ	公会堂又は集会場	事業所 628 防火対象物 646	59 59	132 143	135 114	73 92	45 48	141 142	43 48
(2) 項 イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等	事業所 9 防火対象物 10		5 6		1 1		3 3	
(2) 項 ロ	遊技場又はダンスホール	事業所 73 防火対象物 90	8 9	24 28	12 16	5 8	2 4	18 20	4 5
(2) 項 ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	事業所 2 防火対象物 2		2 2					
(2) 項 ニ	カラオケボックス・個室ビデオ等	事業所 31 防火対象物 31	2 2	14 14	3 3	2 2		10 10	
(3) 項 イ	待合・料理店等	事業所 19 防火対象物 18	3 2	5 6		7 6	2 3	2 1	
(3) 項 ロ	飲食店	事業所 1,420 防火対象物 1,450	161 140	448 504	198 202	98 97	84 84	361 343	70 80
(4) 項	百貨店・マーケット・物品販売店舗等	事業所 1,570 防火対象物 1,518	191 128	400 426	301 282	136 119	94 98	363 378	85 87
(5) 項 イ	旅館・ホテル・宿泊所等	事業所 123 防火対象物 146	17 19	45 50	16 25	10 13	7 8	20 23	8 8
(5) 項 ロ	寄宿舎・下宿又は共同住宅	事業所 10,721 防火対象物 12,786	844 1,089	2,798 3,213	2,621 3,017	592 825	576 631	2,447 2,999	843 1,012
(6) 項 イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	事業所 42 防火対象物 52	4 3	11 11	10 20	3 2	1 2	12 12	1 2
	(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	事業所 38 防火対象物 46	6 6	4 8	8 7	1 1	3 4	14 18	2 2
	(3) 病院（(1)を除く）、有床診療所（(2)を除く）、有床助産所	事業所 68 防火対象物 119	5 13	12 23	13 14	5 11	9 13	19 40	5 5
	(4) 無床診療所、無床助産所	事業所 624 防火対象物 624	49 47	127 134	126 122	64 60	49 52	173 172	36 37
(6) 項 ロ	(1) 老人短期入所施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム等	事業所 334 防火対象物 369	40 43	47 51	76 81	29 33	21 32	104 111	17 18
	(2) 救護施設	事業所 2 防火対象物 3		1 1		1 1			
	(3) 乳児院	事業所 0 防火対象物 0							
	(4) 障害児入所施設	事業所 2 防火対象物 2				1 1			1
	(5) 障害者支援施設等	事業所 36 防火対象物 44	6 8	1 1	6 7	9 12		11 11	3 5
(6) 項 ハ	(1) 老人デイサービス・老人福祉センター・老人介護支援センター等	事業所 277 防火対象物 291	31 31	41 45	55 59	36 33	20 23	88 94	6 6
	(2) 更生施設	事業所 0 防火対象物 2						2	
	(3) 保育所・児童養護施設等	事業所 214 防火対象物 263	24 27	37 43	50 61	20 25	16 21	57 74	10 12
	(4) 児童発達支援施設・放課後デイサービス等	事業所 68 防火対象物 68	4 6	7 7	21 23	7 7	6 5	23 20	
	(5) 障害者施設	事業所 205 防火対象物 242	18 23	36 35	51 56	27 32	14 17	46 65	13 14
(6) 項 ニ	幼稚園又は特別支援学校	事業所 89 防火対象物 167	10 14	17 27	17 44	11 19	8 12	24 46	2 5
(7) 項	小学校・中学校・高等学校・大学等	事業所 313 防火対象物 1,227	31 110	83 246	57 249	28 83	25 105	69 318	20 116
(8) 項	図書館・博物館・美術館等	事業所 24 防火対象物 34	7 9	7 9	3 4	1 1	3 6	1 2	2 3
(9) 項 イ	蒸気浴場・熱気浴場等	事業所 30 防火対象物 29		23 23	2 2		3 2	1 1	
(9) 項 ロ	(イ)以外の公衆浴場	事業所 16 防火対象物 22	3 3	3 3	1 2	3 4	1 2	2 5	3 3
(10) 項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	事業所 31 防火対象物 37	3 6	6 6	9 10	4 3	4 5	4 6	1 1
(11) 項	神社・寺院・教会等	事業所 549 防火対象物 644	81 89	136 177	87 83	59 62	69 78	72 96	45 59
(12) 項 イ	工場又は作業場	事業所 1,965 防火対象物 3,430	268 434	353 643	322 414	401 721	80 160	396 734	145 324
(12) 項 ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	事業所 0 防火対象物 1							
(13) 項 イ	自動車車庫又は駐車場	事業所 269 防火対象物 748	35 81	88 248	27 80	30 74	25 70	52 145	12 50
(13) 項 ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	事業所 6 防火対象物 6			6 6				
(14) 項	倉庫	事業所 1,474 防火対象物 3,255	290 579	376 716	221 336	179 667	64 145	240 511	104 301
(15) 項	前各項に該当しない事業場	事業所 4,073 防火対象物 6,062	365 541	1,319 1,811	683 749	339 838	321 444	741 978	305 701
(16) 項 イ	特定の複合用途防火対象物	事業所 3,501 防火対象物 3,479	353 339	1,322 1,356	498 476	190 208	266 259	655 622	217 219
(16) 項 ロ	(イ)以外の複合用途防火対象物	事業所 2,570 防火対象物 2,323	245 171	945 947	387 293	165 121	197 182	350 331	281 278
(16の2) 項	地下街	事業所 0 防火対象物 0							
(16の3) 項	準地下街	事業所 0 防火対象物 0							
(17) 項	重要文化財等建造物	事業所 15 防火対象物 32	4 5	2 11	1 5	1 1	2 2	4 4	1 4
(18) 項	延長50メートル以上のアーケード	事業所 32 防火対象物 42	6 12	11 13		4 5	2 3	7 7	2 2
(19) 項	市町村長の指定する山林	事業所 0 防火対象物 0							
(20) 項	総務省令で定める舟車	事業所 0 防火対象物 0							

(注) 1 建築中・未着工・休業中等は含まない。
2 市内未届対象物調査実施中に伴い、防火対象物を調査中のものは、防火対象物数に含まない。

【第38表】消防用設備等の設置を要する防火対象物の査察実施数

(令和2年度)

区 分		計	門 司	小 倉 北	小 倉 南	若 松	八 幡 東	八 幡 西	戸 畑
計		10,646	1,438	2,234	1,657	1,160	773	2,398	986
(1) 項 イ	劇場・映画館・演芸場等	6		1	1			4	
(1) 項 ロ	公会堂又は集会場	179	19	38	9	14	18	70	11
(2) 項 イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等	1		1					
(2) 項 ロ	遊技場又はダンスホール	47	4	9	9	4	2	17	2
(2) 項 ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	0							
(2) 項 ニ	カラオケボックス・個室ビデオ等	10		3	1			6	
(3) 項 イ	待合・料理店等	9		6		1	2		
(3) 項 ロ	飲食店	542	109	115	120	18	50	81	49
(4) 項	百貨店・マーケット・物品販売店舗等	613	56	118	66	65	37	233	38
(5) 項 イ	旅館・ホテル・宿泊所等	131	14	43	26	11	8	19	10
(5) 項 ロ	寄宿舎・下宿又は共同住宅	2,828	386	686	485	197	153	583	338
(6) 項 イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	2				1			1
	(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	2		1					1
	(3) 病院((1) を除く)、有床診療所((2) を除く)、有床助産所	8	2	1			1		4
	(4) 無床診療所、無床助産所	55	1	3	23	3	19	3	3
(6) 項 ロ	(1) 老人短期入所施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム等	85	6	6	26	7	19	3	18
	(2) 救護施設	1		1					
	(3) 乳児院	0							
	(4) 障害児入所施設	0							
	(5) 障害者支援施設等	10			5	1			4
(6) 項 ハ	(1) 老人デイサービス・老人福祉センター・老人介護支援センター等	40	1	2	20	5	6		6
	(2) 更生施設	0							
	(3) 保育所・児童養護施設等	34	1	2	7	5	13	4	2
	(4) 児童発達支援施設・放課後デイサービス等	6		3	1		2		
	(5) 障害者施設	43	1		15	3	5	3	16
(6) 項 ニ	幼稚園又は特別支援学校	11	2		1		6	1	1
(7) 項	小学校・中学校・高等学校・大学等	381	43	20	160	23	35	100	
(8) 項	図書館・博物館・美術館等	6	1	1			2	2	
(9) 項 イ	蒸気浴場・熱気浴場等	28	2	26					
(9) 項 ロ	(イ) 以外の公衆浴場	4			1	1			2
(10) 項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	2					2		
(11) 項	神社・寺院・教会等	136	30	20	15	32	15	17	7
(12) 項 イ	工場又は作業場	760	162	80	111	187	26	136	58
(12) 項 ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	0							
(13) 項 イ	自動車車庫又は駐車場	192	24	50	18	19	24	45	12
(13) 項 ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	0							
(14) 項	倉庫	643	197	62	69	158	15	95	47
(15) 項	前各項に該当しない事業場	1,166	147	220	195	221	98	207	78
(16) 項 イ	特定の複合用途防火対象物	1,902	125	548	185	101	170	615	158
(16) 項 ロ	(イ) 以外の複合用途防火対象物	711	92	155	83	77	40	148	116
(16) の2) 項	地下街	0							
(16) の3) 項	準地下街	0							
(17) 項	重要文化財等建造物	11	1		5	1	2		2
(18) 項	延長50メートル以上のアーケード	41	12	13		5	3	6	2
(19) 項	市町村長の指定する山林	0							
(20) 項	総務省令で定める舟車	0							

(5) 危険物規制

消防局では様々な施策を通じて複雑かつ多様化する危険物事業所への指導等を行っています。

また、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所に対しても、石油コンビナート等災害防止法に基づき、指導等を行っています。

【第39表】危険物規制対象物数

(令和3年3月31日現在)

区分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	
計	3,093	588	659	201	592	95	494	464	
製造所	72	4	8	1	19		18	22	
貯蔵所	屋内貯蔵所	426	70	76	23	76	25	86	70
	屋外タンク貯蔵所	594	107	81	11	156	2	96	141
	屋内タンク貯蔵所	65	10	13	14	7	7	9	5
	地下タンク貯蔵所	219	27	57	43	18	22	45	7
	簡易タンク貯蔵所	4		1	1		1	1	
	移動タンク貯蔵所	654	156	211	28	129	7	85	38
	屋外貯蔵所	270	83	71	1	37		12	66
小計	2,232	453	510	121	423	64	334	327	
取扱所	給油取扱所	346	74	74	51	57	10	60	20
	販売取扱所	12	2	4			1	3	2
	移送取扱所	6	4			2			
	一般取扱所	425	51	63	28	91	20	79	93
小計	789	131	141	79	150	31	142	115	

【第40表】危険物規制事務処理件数（行政区別）

(令和2年度)

区分	合計	許可									届出等													
		小計	設置許可	変更許可	設置完成検査	変更完成検査	完成検査前検査	仮使用承認	仮貯蔵・仮取扱承認	予防規程認可	小計	変更届	種類・数量変更届	譲渡引渡届	使用休止届	使用再開届	廃止届	事故発生届	資料提出	再交付			申請取下届	監督安者選解任届
計	4,368	1,627	54	513	58	426	92	425	34	25	2,741	197	129	28	33	2	76	9	2,000	17	21	0	7	222
門司	863	175	10	51	8	46	19	31	5	5	688	31	65	4	1		8		546	1	3			29
小倉北	538	239	16	71	14	66	14	44	11	3	299	60	12	8	17	1	17	1	157	1			2	23
小倉南	295	142	5	44	6	36	5	41	2	3	153	6	6	4			5		105		1		2	24
若松	1,031	277	7	80	10	77	22	72	1	8	754	34	13		8		12	3	622	7	7		1	47
八幡東	170	96		36		23		34	3		74	10		1	1		4		45	3	3			7
八幡西	887	375	14	118	16	89	22	107	4	5	512	36	21	8	4		24	3	369	4	6		1	36
戸畑	584	323	2	113	4	89	10	96	8	1	261	20	12	3	2	1	6	2	156	1	1		1	56

(注) ○は委託検査（危険物保安技術協会）で内数

【第41表】危険物製造所等の設置・変更許可、設置・変更完成検査、完成検査前検査件数

(令和2年度)

区分	設置・変更許可件数								設置・変更完成検査件数								完成検査前検査件数								
	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	
計	567	61	87	49	87	36	132	115	484	54	80	42	87	23	105	93	92 (60)	19 (12)	14 (8)	5 (1)	22 (21)	0 (0)	22 (18)	10 (0)	
製造所	42	1	1		7		12	21	37	1			7		10	19	6			1	2		1	2	
貯蔵所	屋内貯蔵所	11	2	1		1		6	1	14	1			2		8	3	0							
	屋外タンク貯蔵所	64	20	16	1	5		9	13	54	17	12	1	9		8	7	26	7	5		1		6	7
	屋内タンク貯蔵所	0								0								17	8			9			
	地下タンク貯蔵所	12	1	6			1	4		9		4	1		1	3		1		1					
	簡易タンク貯蔵所	0								0								0							
	移動タンク貯蔵所	58	7	22	2	5	1	9	12	66	7	29	2	5	1	10	12	0							
	屋外貯蔵所	7	5			2				7	5			2				0							
取扱所	給油取扱所	73	12	11	21	7	4	16	2	72	12	10	22	6	5	15	2	4			4				
	販売取扱所	0								0								0							
	移送取扱所	1	1							1	1							0							
	一般取扱所	299	12	30	25	60	30	76	66	224	10	25	16	56	16	51	50	38	4	8		10		15	1

(注) () は完成検査前検査の管外タンク件数で外数

【第42表】危険物製造所等の査察実施数

(令和2年度)

区分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	
計	997	183	119	150	174	78	155	138	
製造所	11	3	3	1	2		2		
貯蔵所	屋内	145	23	25	19	16	23	35	4
	屋外タンク	183	28	8	8	77	2	12	48
	屋内タンク	30	8	1	12	1	6	2	
	地下タンク	121	8	32	29	8	14	27	3
	簡易タンク	3			1		1	1	
	移動タンク	37	4	3	19	3	4		4
	屋外	96	64	1		4		8	19
取扱所	給油	181	29	24	40	26	10	42	10
	第一種販売	1					1		
	第二種販売	0							
	一般	185	14	22	21	35	17	26	50
移送	4	2				2			

ア 自主検査認定事業所制度の推進

この制度は平成11年3月から運用を開始し、本市においては平成15年度に3事業所が初めて認定を受けて以来、現在は3事業所となっています。

イ 危険物安全週間中の事業実施状況（令和2年度）

- ポスターを通じた広報活動
- 危険物についての小冊子（一般財団法人全国危険物安全協会作成）の配布

ウ 石油コンビナート等特別防災区域の自主防災体制の充実強化

北九州地区及び白島地区は、石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域に指定されており、合計面積は2,301万㎡となっています。

区域内の特定事業所数は、第一種事業所が9、第二種事業所が9の合計18事業所です。

【第43表】石油コンビナート等特別防災区域内における第4類（石油類等）の施設数及び貯蔵取扱量

(令和3年3月31日現在)

区 分	合 計		小 倉 北		若 松		八 幡 東		八 幡 西		戸 畑		
	A 施設数	B 貯蔵取扱量 (kl)	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	
計	864	427,499	173	206,972	115	44,227	36	912	181	30,961	359	144,427	
製 造 所	第1石油類	1,250				27				408		815	
	第2石油類	9,242				5,837				511		2,894	
	第3石油類	9,568			7	552			14	133	22	8,883	
	第4石油類	65				11				14		40	
	その他	332				12				296		24	
	小計	43	20,457	0	0	7	6,439	0	0	14	1,362	22	12,656
屋 内 貯 蔵 所	第1石油類	803		43		109			13			543	
	第2石油類	1,455		46		148			25			320	
	第3石油類	1,093		13	201	20	65	16	24	33	59	497	
	第4石油類	1,343			547		85		35			582	
	その他	110			4		16					50	
	小計	141	4,804	13	841	20	423	16	97	33	1,451	59	1,992
屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	第1石油類	85	53,185	8	17,297	13	22,139			24	3,805	40	9,944
	第2石油類	81	66,956	20	46,937	3	50			17	2,977	41	16,992
	第3石油類	134	154,255	33	79,711	31	8,202	1	10	22	14,032	47	52,300
	第4石油類	7	390	1	25			1	15	3	285	2	65
	その他	21	7,451	2	45	2	206			15	3,869	2	3,331
	小計	328	282,237	64	144,015	49	30,597	2	25	81	24,968	132	82,632
屋 外 貯 蔵 所	第1石油類		1				1						
	第2石油類		851		249		56				55	491	
	第3石油類	142	700	66	251	7	44			8	203	202	
	第4石油類		1,301		1,206		40				4	51	
	その他		20				20						
	小計	142	2,873	66	1,706	7	161	0	0	8	262	61	744
一 般 取 扱 所	第1石油類		26,527		11,711		1,655		6		943		12,212
	第2石油類		26,584		20,830		26		28		353		5,347
	第3石油類	210	59,968	30	26,925	32	4,774	18	401	45	1,042	85	26,826
	第4石油類		3,629		914		127		355		350		1,883
	その他		420		30		25				230		135
	小計	210	117,128	30	60,410	32	6,607	18	790	45	2,918	85	46,403

【第44表】石油コンビナート等特別防災区域内における防災組織の現況

(令和3年3月31日現在)

区 分		計	小倉北	若松	八幡東	八幡西	戸畑
特定事業所数		18	5	3	1	2	7
自衛防災組織数		18	5	3	1	2	7
共同防災組織数		3	2				1
防災要員 (直当り)		110	19	36	4	23	28
自衛防災組織要員		486	82	197	27	73	107
共同防災組織要員 (直当り)		19	13				6
消 防 車 両	小計	15	5	3	0	3	4
	大型化学消防車	2	1				1
	大型高所放水車	3	1	1			1
	泡原液搬送車	3	1			1	1
	甲種普通化学消防車	3		2			1
	普通消防車	2	1			1	
	小型消防車	0					
	普通高所放水車	1	1				
	乙種普通化学消防車	0					
	大型化学高所放水車	1				1	
可搬式放水銃		18	4	5		4	5
可搬式泡放水砲		10	2	3		1	4
耐熱服		55	22	24		4	5
呼吸器		101	27	29		10	35
泡消火薬剤 (3%換算)(kℓ)		296	28.4	215.4		44.6	7.6
		(白島含む)		(白島含む)			
オイルフェンス (B型)(m)		11,135	3,400	3,555		2,400	1,780
オイルフェンス展張船		8	2	4		1	1

【第45表】第4類（石油类等）の施設数及び貯蔵取扱量

行政区分 区分		合 計			門 司			小 倉 北			小 倉 南		
		A 施設数	B 貯蔵取扱量 (kl)	C 貯蔵取扱量 指定数量	A	B	C	A	B	C	A	B	C
計		1,790	6,241,499	28,848,935	342	174,358	188,750	299	215,239	276,102	57	1,618	1,509
製造所	第1石油類	72	1,457	6,316	4	10	52	8	48	239	1		
	第2石油類		9,482	9,329		1	1		54	52			
	第3石油類		10,112	5,034		27	11		124	61		9	4
	第4石油類		193	30					101	16			
	その 他		644	1,310		42	106		169	72			
	小 計		72	21,888		22,019	4		80	170		8	496
屋内貯蔵所	第1石油類	401	3,441	16,429	61	1,013	4,787	75	895	4,282	19	31	156
	第2石油類		7,103	6,330		2,958	2,430		1,478	1,363		26	26
	第3石油類		8,276	3,817		4,926	2,334		2,009	865		57	28
	第4石油類		5,340	885		3,053	508		1,248	207		24	4
	その 他		629	1,570		321	870		110	251		7	18
	小 計		401	24,789		29,031	61		12,271	10,929		75	5,740
屋外タンク貯蔵所	第1石油類	118	5,664,802	28,311,479	13	11,374	56,820	8	17,297	86,485			
	第2石油類	162	113,157	112,842	28	41,553	41,553	28	47,262	47,262	7	519	519
	第3石油類	264	201,556	100,305	54	34,445	16,789	43	80,529	40,258	1	14	7
	第4石油類	51	31,749	5,288	39	31,252	5,208	1	25	4	2	40	6
	その 他	38	18,424	46,063	11	10,823	27,059	2	45	112			
	小 計	633	6,029,688	28,575,977	145	129,447	147,429	82	145,158	174,121	10	573	532
屋外貯蔵所	第1石油類	268	101	505	83	100	500	71			1		
	第2石油類		2,912	2,803		828	763		250	245		2	2
	第3石油類		12,515	6,105		8,641	4,195		292	145			
	第4石油類		9,875	1,643		5,837	972		1,315	219		8	1
	その 他		232	546		196	490		2	5			
	小 計		268	25,635		11,602	83		15,602	6,920		71	1,859
一般取扱所	第1石油類	416	29,360	138,717	49	2,618	13,093	63	11,721	58,603	26	22	111
	第2石油類		33,396	32,602		4,969	4,287		21,316	21,311		447	447
	第3石油類		66,743	33,208		4,543	2,134		27,485	13,740		330	165
	第4石油類		7,799	1,295		3,550	591		959	159		82	13
	その 他		2,201	4,484		1,278	3,197		505	146			2
	小 計		416	139,499		210,306	49		16,958	23,302		63	61,986

(令和3年3月31日現在)

若 松			八 幡 東			八幡西			戸 畑		
A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C
375	5,667,871	28,150,026	47	991	565	280	34,490	48,997	390	146,932	182,986
19	170	824	0			18	415	1,531	22	814	3,670
	6,010	6,005					524	488		2,893	2,783
	909	445					160	72		8,883	4,441
	38	6					14	2		40	6
	114	251					296	822		23	59
19	7,241	7,531	0	0	0	18	1,409	2,915	22	12,653	10,959
72	311	1,378	25	27	137	79	615	2,993	70	549	2,696
	337	307		68	67		1,873	1,784		363	353
	183	70		25	12		548	248		528	260
	141	23		35	5		191	31		648	107
	88	199		2	5		50	140		51	87
72	1,060	1,977	25	157	226	79	3,277	5,196	70	2,139	3,503
32	5,622,383	28,111,869				24	3,805	14,976	41	9,943	41,329
32	2,357	2,357				20	3,011	2,969	47	18,455	18,182
85	18,932	9,458	1	10	5	31	14,676	7,313	49	52,950	26,475
3	68	11	1	15	2	3	285	47	2	64	10
8	356	891				15	3,869	9,673	2	3,331	8,328
160	5,644,096	28,124,586	2	25	7	93	25,646	34,978	141	84,743	94,324
37	1	5	0			12			64		
	1,244	1,236					87	81		501	476
	3,145	1,551					228	110		209	104
	2,497	416					123	20		95	15
	34	51									
37	6,921	3,259	0	0	0	12	438	211	64	805	595
87	1,834	9,143	20	7	37	78	947	3,750	93	12,211	53,980
	453	450		29	29		725	655		5,457	5,423
	5,802	2,893		415	207		1,272	622		26,896	13,447
	412	68		358	59		544	90		1,894	315
	52	119					232	580		134	440
87	8,553	12,673	20	809	332	78	3,720	5,697	93	46,592	73,605

(6) 火薬類規制

消防局では火薬類の製造（煙火）、販売、貯蔵、運搬、輸入、消費及び廃棄の規制業務を行っています。規制対象事業所（取扱い場所）の現状を把握し、指導等を行い、事故の未然防止策の強化と市民生活の更なる安全・安心の実現を目指しています。

【第46表】火薬類許可等施設数

(令和3年3月31日現在)

区分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
計	143	57	14	27	15	2	17	11
製造	1			1				
火薬庫	27	11		16				
販売	22	9	2	1	4		4	2
火薬庫外	51	15	10	4	7	2	9	4
譲受	26	12	1	4	3		2	4
消費	15	9	1	1	1		2	1
廃棄	1	1						



火薬庫立入検査

【第47表】火薬類規制事務処理件数（行政区別）

(令和2年度)

区分	合計	許可										検査		指示	認可		届出				
		火薬類製造許可	火薬類販売営業許可	火薬類製造施設等変更許可	火薬庫設置等許可	占有しないことの許可	火薬庫を所有又は占有しないことの許可	火薬類譲受許可	火薬類譲渡許可	火薬類輸入許可	火薬類消費許可	火薬類廃棄許可	火薬類譲受・消費許可	完成検査	保安検査	火薬庫外貯蔵場所指示	危害予防規程（変更）認可	保安教育計画（変更）認可	変更届	火薬類輸入届	廃止届
計	260	0	0	1	0	0	32	4	21	29	21	14	1	11	30	1	0	7	16	0	72
門司	135						22		21	4	20	9		3	9			3	16		28
小倉北	10							1		2		1			5						1
小倉南	58			1			3	1	9	1	1	1	1	8	3	1		1			28
若松	30						2	2	13		1				5						7
八幡東	2								1						1						
八幡西	11											2			5						4
戸畑	14						5								2			3			4

【第48表】火薬類製造施設等の査察件数（行政区別）

(令和2年度)

区分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
計	71	31	8	11	10	1	7	3
製造	1			1				
火薬庫	11	4		7				
販売	17	9	1	1	4		2	
譲受場所	0							
譲受・消費場所	14	9	1		1		1	2
火薬庫外貯蔵場所	28	9	6	2	5	1	4	1

(7) 高圧ガス規制

消防局では高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動、輸入、消費及び廃棄の規制業務を行っています。規制対象事業所の自主保安の促進・指導等を行い、未然に事故を防止することにより安全・安心なまちづくりを目指しています。



高圧ガス製造施設



容器貯蔵施設

【第49表】高圧ガス規制対象施設数

(令和3年3月31日現在)

区分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
計	1,268	116	316	167	269	107	216	77
製造施設	646	55	160	79	148	53	107	44
在宅酸素	(92)	(11)	(15)	(18)	(13)	(13)	(10)	(12)
貯蔵施設	154	19	28	19	52	10	21	5
販売所	409	39	115	62	45	41	79	28
特定消費施設	44	3	6	5	21	2	7	
容器検査所	15		7	2	3	1	2	

(注) () は内数

【第50表】高圧ガス施設の査察件数

(令和2年度)

区分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
計	146	5	50	21	39	9	16	6
製造施設	110	3	39	18	28	5	11	6
在宅酸素	(0)							
貯蔵施設	21	2	6	1	7	4	1	
販売所	5		2	1	1		1	
特定消費施設	5		1	1	2		1	
容器検査所	5		2		1		2	

(注) () は内数

【第51表】高圧ガス規制事務処理件数（行政区別）

		(令和2年度)							
区 分	計	門 司 区	小倉北区	小倉南区	若 松 区	八幡東区	八幡西区	戸 畑 区	
合 計	722	121	135	86	214	32	116	18	
許可等	高圧ガス製造許可申請	5	1	1		3			
	高圧ガス製造施設等変更許可申請	56	18	2	6	21	3	5	1
	製造施設完成検査申請	39	7	2	6	17	2	5	
	第一種貯蔵所設置許可申請	2	1			1			
	第一種貯蔵所位置等変更許可申請	9		4	1	3		1	
	第二種貯蔵所完成検査申請	13	2	4	1	5		1	
	輸入検査申請	30	28			2			
	保安検査申請	14	1	3	1	7	1	1	
	容器検査所登録申請	2		1		1			
	容器検査所登録更新申請	4			1	1		2	
	容器検査申請	0							
	附属品検査申請	0							
	高圧ガスの種類又は圧力変更申請	3							3
	特別充填許可申請	1				1			
届出等	高圧ガス製造事業届書	19	5	3	6	4		1	
	高圧ガス製造事業届書（在宅酸素）	5	1				2	1	
	高圧ガス製造施設軽微変更届書	30	3	7	5	5	2	8	
	高圧ガス製造施設等変更届書	13		3		5		2	3
	第二種貯蔵所設置届書	3			1	2			
	第一種貯蔵所軽微変更届書	3		1			1	1	
	第二種貯蔵所位置等変更届書	5	1			2		1	1
	完成検査受検届書	4					2	2	
	完成検査結果報告書	4					2	2	
	高圧ガス販売事業届書	15		5	4	2		4	
	販売に係る高圧ガスの種類変更届書	5		4				1	
	高圧ガス製造開始届書	4	1	1		2			
	高圧ガス製造廃止届書	12	1	4	1	2		1	3
	高圧ガス製造廃止届書（在宅酸素）	16			2	1	3	9	1
	貯蔵所廃止届書	3		1		2			
	高圧ガス販売事業廃止届書	4	1		2	1			
	輸入検査受検届書	0							
	輸入検査結果報告書	0							
	特定高圧ガス消費届書	0				2			
	特定高圧ガス消費施設等変更届書	2							
	特定高圧ガス消費廃止届書	0							
	承継届書	8	1	2		5			
	危害予防規程届書	79	8	16	10	21	4	18	2
	高圧ガス保安統括者等届書	56	6	9	9	24		8	
	冷凍保安責任者等届書	2				2			
	高圧ガス販売主任者届書	23	3	11	3	3		2	1
	特定高圧ガス取扱主任者届書	2				2			
	高圧ガス製造施設休止届書	1		1					
	保安検査受検届書	66	14	11	7	16	3	14	1
	保安検査結果報告書	65	14	11	7	16	3	13	1
	完成検査記録届書	0							
	保安検査記録届書	0							
	検査主任者届書	3		2		1			
容器検査所廃止届書	1				1				
事故届書	4	1	1				2		
特別充填報告書	12				12				
高圧ガス製造等記載事項変更届書	71	1	25	12	18	3	8	4	
その他届出等	4	2		1		1			

(8) 消防同意等

利用形態等に応じた防災設備に係るハード面及びその運用体制に係るソフト面の両面から、総合的に機能するように防火安全対策を推進しています。

【第52表】消防同意等行政区別取扱件数

		(令和2年度)							
区 分	門 司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸 畑	計	
同 意 等	135	204	136	148	122	263	131	1,139	
通 知	186	317	609	227	85	651	76	2,151	
計	321	521	745	375	207	914	207	3,290	

【第53表】同意別取扱件数

		(令和2年度)			
区 分	確 認 申 請	計 画 通 知	許 可 申 請	計	
件 数	1,002	52	85	1,139	

【第54表】用途別取扱件数

区 分		(令和2年度)																																																			
計	用途	(1) 項	(2) 項	(3) 項	(4) 項	(5) 項	(6) 項	(7) 項	(8) 項	(9) 項	(10) 項	(11) 項	(12) 項	(13) 項	(14) 項	(15) 項	(16) 項	(17) 項	(18) 項	(19) 項	(20) 項																																
		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ																															
計	8,290	0	6	0	0	1	0	13	28	2	142	8	1	3	11	12	0	0	0	3	3	0	6	3	0	6	3	5	9	1	0	0	12	2	86	0	20	0	72	191	32	18	0	0	0	0	0	0	0	19	425	142	2,009

【第55表】工事別取扱件数

(令和2年度)									
計	新築	増築	改築	移転	大規模 模様替	大規模 修繕	用途変更	その他	
1,139	913	205		2	0	0	7	7	5

【第56表】消防用設備等検査済証交付件数

区 分		(令和2年度)																			
計	用途	消火器	屋内消火栓設備	スプリンクラー設備	水噴霧消火設備	屋外消火栓設備	自動火災報知設備	ガス漏れ火災警報設備	漏電火災警報器	火災通報装置	非常警報設備	避難器具	誘導灯	消防用水	排煙設備	連続散水設備	連結送水管	動力消防ポンプ設備	非常コンセント設備		
		計	1,976	501	83	120	2	17	630	1	3	37	51	102	346	2	0	0	69	1	21
(1) 項	イ	劇場・映画館・演芸場等	8	1	1			3													
(1) 項	ロ	公会堂又は集会場	22	4	1			8			3	1	5								
(2) 項	イ	キャバレー・カフェー	4					2													
(2) 項	ロ	遊技場又はダンスホール	1					1													
(2) 項	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	0																		
(2) 項	ニ	カラオケボックス・個室ビデオ等	3	1				1					1								
(3) 項	イ	待合・料理店等	0																		
(3) 項	ロ	飲食店	28	7				5			3	2	10					1			
(4) 項	イ	百貨店・マーケット	94	20	5	6		28		1	8		26								
(4) 項	ロ	物品販売店舗等	25	3	2	1		8	1	4		5						1			
(5) 項	イ	旅館・ホテル・宿泊所等	399	99	25	2		120			3	66	18				46		20		
(5) 項	ロ	避難のために患者の介助が必要な病院	9	1	1	3		2			1		1								
(6) 項	イ	病院（(1)を除く）、有床診療所（(2)を除く）、有床助産所	0																		
(6) 項	ロ	無床診療所、無床助産所	23	9				2			2		10								
(6) 項	ハ	老人短期入所施設・介護老人ホーム	76	13		15		18		14	1	2	13								
(6) 項	ニ	更生施設	0																		
(6) 項	ホ	障害児入所施設	0																		
(6) 項	ヘ	障害児入所施設	0																		
(6) 項	ニ	障害者支援施設	0																		
(6) 項	ハ	老人デイサービス・老人福祉センター・老人介護支援センター等	31	9		1		5		2	2	1	11								
(6) 項	ニ	更生施設	0																		
(6) 項	ホ	保育所・児童養護施設等	37	9				9		7	1	2	9								
(6) 項	ヘ	児童発達支援施設	17	8				14		2		7									
(6) 項	ニ	放課後デイサービス等	48	16				14		1	1	1	15								
(6) 項	ホ	障害者施設	11	2				4		2		1	2								
(7) 項	イ	幼稚園又は特別支援学校	61	5	6			29			5	2	4								
(7) 項	ロ	小学校・中学校・高等学校・大学等	2					1													
(8) 項	イ	図書館・博物館・美術館等	0																		
(8) 項	ロ	蒸気浴場・熱気浴場等	0																		
(9) 項	イ	(イ)以外の公衆浴場	0																		
(9) 項	ロ	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の着着場	6					4					2								
(10) 項	イ	神社・寺院・教会等	0																		
(11) 項	イ	工場又は作業場	137	38	15			59					16	1					1		
(12) 項	イ	映画スタジオ・テレビスタジオ	0																		
(13) 項	イ	自動車庫又は駐車場	26	11				9					5						1		
(13) 項	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	0																		
(14) 項	イ	倉庫	139	60	8	1	2	8	43		1		15						1		
(15) 項	イ	前各項に該当しない事業場	222	68	11	2		79		1	14		5	40	1						
(16) 項	イ	特定の複合用途防火対象物	477	94	3	86		154	1	1	3	1	15	113					5		
(16) 項	ロ	(イ)以外の複合用途防火対象物	73	23	6			19		1	1	5	4	12					3		
(16) 項	ニ	地下街	0																		
(16) 項	三	準地下街	0																		
(17) 項	イ	重要文化財等建築物	0																		
(18) 項	イ	延長50メートル以上のアーケード	0																		
(19) 項	イ	市町村長の指定する山林	0																		
(20) 項	イ	総務省令で定める舟車	0																		

(9) 予防技術の充実

平成18年度から「予防技術資格者制度」が始まり、計画的に資格を取得しています。

【第57表】予防技術資格者（認定者）の状況（過去5年間）

区 分	消防用設備等	危 険 物	防 火 査 察	予防技術資格者数
平成28年度	37	38	46	89
平成29年度	42	39	46	95
平成30年度	41	38	42	92
令和元年度	43	40	41	95
令和2年度	44	45	44	102

(注) 予防技術資格者は、複数の資格を有する者あり

(10) 他部局等との連携

ア 夜間合同査察（福岡県警・建築都市局・保健福祉局）

令和2年度は、計2回（小倉北区1回、八幡西区1回）夜間合同査察を実施しました。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、福岡県警と消防局のみで実施しました。

イ 福祉・医療関連施設防火安全対策連絡会議（建築都市局・保健福祉局・子ども家庭局）

平成25年10月11日に発生した福岡市診療所火災を受け、同年11月から関係局間で「福祉・医療関連施設防火安全対策連絡会議」を設置し、連携を図っています。

